

群馬大学大学教育・学生支援機構教育アセスメント委員会規程

令和 3. 3. 1 制 定
改正 令和 3. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第8条第2項の規定に基づき、教育アセスメント委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 教育方法改善のための取組に係る検証・評価に関すること。
- (2) 学生の成績評価状況の検証・評価に関すること。
- (3) その他教育の内部質保証に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 共同教育学部長，情報学部長，医学系研究科長，保健学研究科長，理工学府長が指名する者 各1人
- (4) 学務部長
- (5) その他委員長が指名する者 若干人

2 前項に掲げるもののほか、第5条に規定する委員長が必要と認めるときは、学外者を委員に加えることができる。

(任 期)

第4条 前条第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、必要の都度、その任務に当たる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、第3条第1項の委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に指名される第3条第3号及び第5号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。